

安芸郡熊野町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年五月三十一日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第十九号

安芸郡熊野町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

安芸郡熊野町の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年広島県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表町長部局の項及び教育委員会事務局の項中「部長」を「部長 次長」に改め、同表保育所の項及び中央ふれあい館の項を削る。

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。